

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人感染症差別防止財団（以下「当法人」という）の定款第16及び同第31条に基づき、当法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者であり、常勤理事とは常勤役員である理事、常勤監事とは常勤役員である監事をいう。
- ③ 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- ④ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員に対し、その職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 前項の報酬等は月額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、別表1「常勤理事の報酬」及び別表2「常勤監事の報酬」に記載のとおりとし、それぞれに記載の額の範囲内で、常勤理事の報酬額については、理事長が理事会の承認を得て、常勤監事の報酬額については、常勤監事が1人の場合において当該常勤監事の報酬額につき評議員会が決議しない場合は当該常勤監事が、常勤監事が複数ある場合において各々の監事の報酬額につき評議員会が決議しない場合は監事の協議により、それぞれ決定する。

### (報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月25日（該当日が休日の場合は前営業日）に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人がその指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うことを申し出た場合は、当該方法により支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別表3「費用額」に定めるものを支払う。この場合において、費用は、該当者からの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する（令和3年5月14日評議員会議決）。

附 則

この規程の一部変更は、令和4年1月27日から施行する（令和4年1月27日評議員会議決）

別表第1 常勤理事の報酬

役職	報酬月額
理事長	50万円までの範囲内
専務理事	30万円までの範囲内
理事	20万円までの範囲内

別表第2 常勤監事の報酬

役職	報酬月額
監事	20万円までの範囲内

別表第3 費用額

役職	費用の額
役員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事会等の会議に出席の都度、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。</li> <li>2 出張（自宅を起点として目的地までの距離が片道100キロ以上の場所に移動し、職務を遂行するもの）をする場合は、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。</li> <li>3 職務執行に当たって負担した費用については、実費相当額</li> </ol>
評議員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 評議員会等の会議に出席の都度、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。</li> <li>2 出張（自宅を起点として目的地までの距離が片道100キロ以上の場所に移動し、職務を遂行するもの）をする場合は、交通費実費を支払うほか、宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費を支払う。</li> <li>3 職務執行に当たって負担した費用については、実費相当額</li> </ol>